

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種）の（ハ）

小山市

1. 認定基準

指定事業のみ(兼業含む)を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

なお、指定業種の確認は中小企業庁ホームページの5号対象業種をご参照ください。

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください。

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none">●決算報告書の写し（直近1期分） （表紙、貸借対照表から損失処理計算書までの部分及び科目内訳書の部分）●登記簿謄本の写し	<ul style="list-style-type: none">●確定申告書の写し（直近1期分）
<ul style="list-style-type: none">●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合）●認定申請書及び計算書<ul style="list-style-type: none">①1つの指定業種に属する事業を行っている、又は兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する → 様式第5-ハ-①②兼業者であって、主たる業種が指定業種に該当する → 様式第5-ハ-②●認定申請書に記載した月平均売上高営業利益率を証明する資料の写し （例：月次損益計算書や売上台帳など） <p>※申請者が複数の事業を兼業している場合、申請者全体と指定業種に属する事業のそれぞれの内容が分かる資料の写し</p> <ul style="list-style-type: none">●許認可証（許認可を必要とする業種に限る）	

3. 認定申請書記載上の留意点

認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください。

【押印省略について】令和4年4月1日より

認定申請書については、以下の場合、押印を省略できることとします。

なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります。

（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書、氏名を明記している

（個人の場合）住所、氏名を明記している

※氏名はフルネームを記入してください

※押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期限

発行日から 30 日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係 (TEL 0285-22-9275)